

# 関西 労災職業病

## 関西労働者安全センター

1994. 7. 10発行(通巻第230号) 200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室  
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528  
郵便振替口座 00960-7-315742  
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



目次
----

- 大阪トンネルじん肺訴訟  
いよいよ原告証人調べへ……………1

- 原発被ばくによる白血病に労災認定……………6

- シンポジウム  
「すべての外国人に医療の扉を」報告……………7

- 前線から(ニュース)……………10

- 実践・労災保険⑩……………15

表紙／原発被ばく労働者に労災認定(本文6頁)  
6月の新聞記事から／18

# 大阪トンネルじん肺訴訟 いよいよ原告証人調べへ

—— 焦点は作業現場確認に 時効問題も争点化

トンネル工事に従事し、離職後長期間を経たのち、じん肺を発症した元作業員五人が、工事を施工した大手建設会社など七社を相手取って損害賠償を求めた、大阪トンネルじん肺訴訟で、いよいよこの九月二十九日から原告証人調べが始まることになった。七月十五日に開かれた大阪地裁法廷で、原告代理人と裁判所が進行について協議の結果決まったもの。

この裁判の争点、原告証人調べのポイントなどを紹介し、証人調べ当日の支援傍聴参加を呼びかけたい。

昭和三〇年代前後、日本の高度経済成長を支えるため、各地に鉄道や高速道路を建設し、またダムが建設され続けた。その掘削作業に従事した多くの労働者が、数十年後の現在、じん肺にかかり療養生活を続けている。ある人はトンネル工事を離職した後、職を得た製造工場の定期健康診断で肺に病変のあることが知らされ、やがて仕事を休みがちになり、

ついに退職を余儀なくされた。また、ある人は離職後に長年勤めた会社で倒れ、私病扱いで入院を繰り返した。そうした生活を続けながら自らつてをたどって、やっとじん肺管理区分の決定にたどり着き、労災補償を受けながらの療養生活に入ることになった。大阪トンネルじん肺訴訟の五人の原告は、そういうじん肺被災者たちである。

被告ゼネコンは  
共同して責任を負うべき

トンネルの建設という事業は、一つのトンネルができれば、その事業はすべて完了することになるので、また次の現場へ移ることになる。また掘削作業員という職種は、坑内で削岩機を扱うという特殊な作業であり、一定の熟練を要するので、班を編成して、トンネル掘削をする現場を集団で渡り歩くことになる。つまり、個々の粉じん作業の職歴を振り返れば、通常の粉じん作業従事者とは異なり、事業場数は数カ所から多い人で二〇カ所ぐらいというのが普通である。

さらに、掘削作業員の集団として

の班は、必ずしもトンネルを施工する大手建設会社一社のみの現場を渡り歩くとはいならず、複數にわたることも多く、また作業員も色々な都合で班を変わることもある。するとじん肺になる原因としての粉じん作業を指揮、管理した事業主としての建設会社も複數になるわけである。そうするとじん肺という一つの職業病について、その損害を発生させた事業者が複數ということになる。トンネル掘削作業員のじん肺訴訟の特徴の一つはまさにこの点にある。

大阪トンネルじん肺訴訟でも、原告それぞれに被告が一社から四社まで色々で、作業に従事したトンネルの數も三カ所から十カ所となっている。このことは、どの会社の粉じん対策は万全で、どの会社がズサンであったか、どのトンネルの粉じんが大量に発生するかなどについて証明し、個別のじん肺に対しての寄与率を判定すべきとすれば、議論は際限

なく広がることを示している。当然原因となった粉じん作業は被告らの現場であることが確かなのであるから、共同して責任を負うべきであろう。

### 長崎じん肺最高裁判決でも 割り切れぬ時効問題

じん肺の職業病としての特徴に、その原因である粉じん作業から離れて、数十年経過してから発症する場合が多く、発症以降も病状が進展するということがある。このことから、これまでに各地の裁判所で係争されたじん肺訴訟をみると、その責任の「消滅時効」の起算点をいつとするかについて、様々な見解が打ちだされ、争われてきた。したがって判決で示される結論もバラツキがあった。じん肺法による行政からの処分として「管理区分」を初めて決定された時からとするものから、最重症の

管理区分の決定を受けていても損害賠償請求が可能とまでは知らないのだから、弁護士から請求ができること説明を受けたときから起算するとするものまで様々であった。また、各訴訟被告の会社側の主張に至っては、まだ症状も出ていない粉じん職場離職時や会社退職時などという病気の特徴をまったく無視したものであった。

しかし、今年二月の長崎じん肺訴訟の最高裁判決は、「最終の行政上の決定を受けたときから」起算されることの判断を示し、これまでの下級審の論争に一つの決着をつけることとなった。長崎じん肺訴訟では、この判決でも十人の原告については、時効が成立しているとして不当にも訴えは退けられたが、この判決によって前記のように明らかに不当な被告側の主張を退けるものとなった。げんに、この判決が出て以降、被告側が時効主張を実質的に取り下げ、

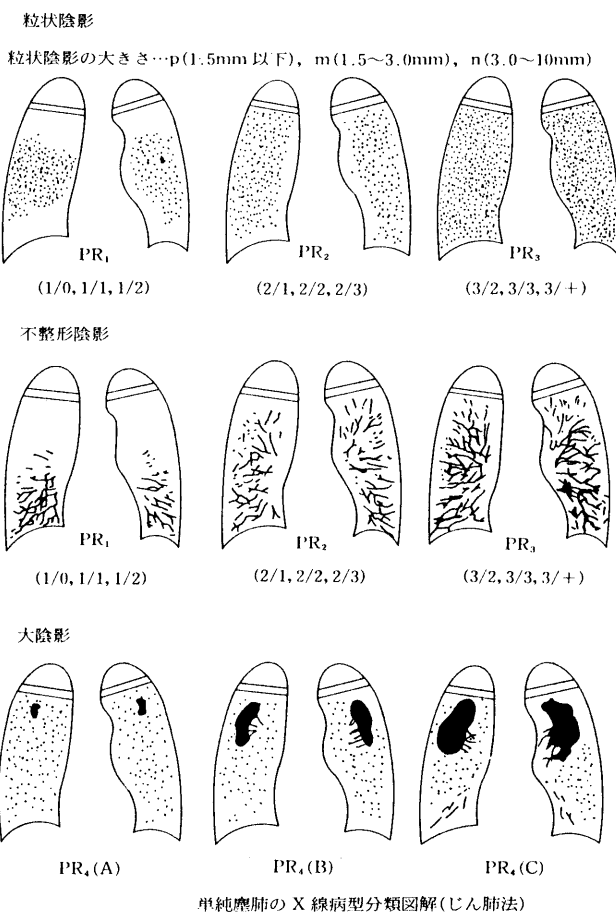
和解解決がされる事例も出始めてい  
る。

ところがこの最高裁の判断基準を  
もってしても、時効の起算時期がい  
つになるかが不明確なままにおかれ  
る事例は数多いのである。たとえば  
最終の管理区分四の決定を受けて後  
に病状が悪化して死亡したような場  
合、療養を余儀なくされるとい  
う損害と死亡という損害は明らかに異質  
のものであるのだから、死亡時を起  
算点とするのでなければ不当とい  
ことになるだろう。

また、じん肺法は昭和三五年に制  
定され、粉じん作業従事労働者は検  
診の結果、一から四までの「健康管  
理の区分」が決定されることになっ  
ていた。その判断基準は胸部X線写  
真、心肺機能検査、結核精密検査、  
胸部臨床検査の結果を組み合わせた  
ものであった。そして、そのうち四  
と判定されたものについては療養の  
必要があるものとされていた。しか

し昭和五三年のじん肺法改定によっ  
て、管理区分の判断基準が、じん肺  
そのものの不可逆性を重視したもの  
に変わり、管理区分の名称も「じん  
肺管理区分」とされた。したがって  
それまでじん肺に結核が併発してい  
るような場合、旧じん肺法では管理  
四と判定されていたが、新じん肺法

では結核を含む五つの合併症につい  
ては、管理区分と切り離して独自に  
労災補償の対象とすることになった。  
そうすると、旧じん肺法で「管理  
四」の決定を受けて療養を開始した  
労働者であっても、その時点ではや  
がて療養の必要性がなくなる可能性  
が期待できる場合も存在するわけで



「現代労働衛生ハンドブック」(勸労働科学研究所)より

ある。具体的にいえば、新じん肺法で管理二や三に該当するものも旧じん肺法で管理四とされたものが多数存在する。そのような被災者が、長い年月を経て、新じん肺法の管理四に該当する程度の明らか悪化が新たに判定されたような場合、旧じん肺法の決定時から時効が起算されるのは、不当といわざるを得ないのである。

原告の一人、三木明一氏の事例はまさに典型的である。まだ港湾の倉庫会社に勤めていた昭和五〇年頃に発症し、五二年に旧じん肺法による管理区分の四で決定を受け、療養をはじめた。しかし、当時の症状は胸部X線写真に粒状影がみられる程度で、他の臨床検査結果を組み合わせた上で四と決定されたのであった。つまり、その時点では明らかにじん肺そのものだけで療養が生涯必要であらうと認定されたものではなかった。しかし、その後十七年の経過で

症状は悪化し、胸部X線写真にもはっきり大陰影が認められるようになり、新じん肺法でも写真の像が四型のCという最重症の管理四と判定されるまでに進行した。

三木明一氏の事例を見ても、進行性であるというじん肺の特徴を考えれば、単純に最終の行政区分の決定時より時効が起算されるという判断が誤っていることがわかる。なお三木氏については、新たな管理区分の決定を大阪労働基準局長に請求したところである。

### 作業環境は論外

### 証人調べの目的は現場確認のみ

さて、大阪トンネルじん肺訴訟原告の従事したトンネル工事は、昭和二十七年から四四年にかけてであり、種類も鉄道、道路、ダム、用水路と様々である。原告の立証内容は、働いていたトンネルがどのトンネル

原告に対する被告会社、現場一覧

原告 被告 現場	原告 被告 現場	原告 被告 現場	原告 被告 現場
岡野重市 (株)奥村組 宮崎県上椎葉水力発電所 福岡県日田線釈迦岳すい道 福岡県八幡製鉄所用水路 佐賀県南山水力発電所 広島県柴木川水力第一発電所	三木明一 西松建設(株) 徳島県松尾川発電所 熊本県桑野内発電所 熊本県肥薩線瀬戸石出張所 福井県北陸本線北陸すい道 京都府新幹線東山すい道	三木美雄 西松建設(株)、鹿島建設(株) 福井県北陸本線北陸すい道 京都府新幹線東山すい道 奈良県新生駒トンネル 水口守 鉄建建設(株)、(株)間組、鹿島建設(株) 宮崎県日南線鷲巣トンネル 大阪府名神線原トンネル 滋賀県新幹線音羽山すい道 奈良県新生駒トンネル	村上仁三男 梅林建設(株)、鉄建建設(株)、松本建設(株)、(株)奥村組 大分県昭和井路 福島県東北本線複線化 宮崎県日南線鷲巣トンネル 三重県電源開発トンネル 奈良県池原発電所 奈良県国道伯母峯すい道 神奈川県乙女峠道路すい道 山梨県中央本線新殿すい道 福島県野岩山すい道 岡山県伯備線原すい道
(奥村)	(西松) (鹿島)	(西松) (鹿島)	(梅林) (鉄建) (鉄建) (松本) (奥村) (奥村) (奥村) (奥村) (奥村) (奥村)

で、どの時期であったか、その作業内容は、作業環境はどうであったかについてである。しかし、当時のトンネル掘削の作業環境については、これまでの判決例を見るまでもなく、劣悪な作業環境であったことがあまりにも明らかである。

昭和二〇年代の工事は、自前のタオルを口にあてがうだけであったし、やがて支給されるようになった「ブタマスク」といわれる簡易式の防じんマスクは性能が悪く、目詰まりがすれば苦しいので口からはずして作業を続けたし、何よりも一人に一個しか支給されない。どれほどこのマスクが頼りにならないかといえば、当時の現場のスナップ写真で、ヘルメットはかぶってはいても、首にマスクをさげている人はどこにもいないことのでわかるのである。

したがって九月二十九日からの証人調べに求められるものは、当時のトンネル掘削現場で作業を実際にして

いたことの確定にしばらくのべきであり、防じん対策がどうであったとかの議論の余地はないといわねばならない。

#### 原告証人調べに 支援傍聴を

当然にも粉じん作業自体が相当過去のことであったとか、事業主が複

数であったとかによって、症状は軽減するわけではない。メートル歩合の給与で掘削を作業を急がせた使用者の責任は、じん肺被災者の現在の症状、療養生活の状況をみるとき問われてしかるべきである。一日も早い解決へ向けて、大阪トンネルじん肺訴訟の法廷への傍聴支援をお願いしたいと思う。

#### 今後の法廷スケジュール

九月二十九日

午後一時二〇分～三時三〇分

原告 岡野重市 証人調べ

十一月十七日

午後一時二〇分～三時

原告 三木美雄 証人調べ

十二月二二日

午後一時一五分～四時

原告 水口守 証人調べ

一月二六日（一九九五年）

午後一時一五分～四時

原告 村上仁三男 証人調べ

いずれも大阪地裁八〇六号法廷

# 原発被ばくによる白血病に労災認定

磐田（静岡）、神戸西（兵庫）労基署で各一名

## 非情、不当な線引き認定

七月二十日、労働省は、原発内作業に従事して白血病を発症した二名の労働者について業務上と認定した。東京電力福島第一原発でのケースを九一年に高岡労基署が認定したのに続いて計三件となった。

中部電力浜岡原発で働き、三年前に死亡した嶋橋伸之さん（当時二十九才）は、一八一年から約九年間定期検査などを行う孫請け会社作業員として働いていたところ、八九年一月に慢性骨髄性白血病を発症、九一年十月に死亡した。ご両親は、磐田労基署に遺族補償を申請した。

労働省は被ばくによる白血病については通達上の認定基準を決めており、①骨髄性又はリンパ性の白血病である、②被ばく開始後一年を超えた後に発症、③基準値以上の被ばく、この三つを要件としてい

る。特に、原因となる被ばく線量について

は、「年間五ミリシーベルト×従事年数」以上の被ばく「実績」が必要としている。

嶋橋さんの場合、このボーダーラインは四四ミリシーベルトで、実際の集積被ばく線量は約五〇ミリシーベルトと、これを上回っていたことが事実上の決め手となったと考えられる。

神戸西労基署に申請中だったAさん（三八才）（本人申請）は、玄海（佐賀県）、大飯、高浜（福井県）の各原発で定期検査に従事し被ばく、発症したもので、嶋橋さんと同様の理由で認められた。しかし、同じくして申請中だったBさん（当時六三才）については、被ばく線量が基準に満たないことを理由に、今回、不当にも不支給となった。

## 救済の幅拡大と原発の廃止こそ

嶋橋さんが今回認定にまで至れたのは、労災申請を決意し、会社の妨害にも負けず頑張つてこられた遺族とそれを支えた弁護士、支援者名四〇万を集めた支援者の力によるもので、隠された原発被ばくを白日の下にさらけ出した意義は非常に大きい。

しかし、労災保険の支給ですべてが償われるのだろうか。嶋橋さんの認定を受けて、中部電力は「直接の因果関係はない」とはやくも責任回避の不誠実な態度を露骨に示しているが、社会的に許されることではない。

確かに年平均五ミリシーベルトという認定の目安線量は、職業被ばくの被ばく限度の年五〇ミリシーベルトの一〇分の一で、安全衛生法上は法違反はないかも知れない。しかし、問題なのは、労災認定基準よりもはるかに高いところにある被ばく限度が容認されていることだ。一九九三年度に年間五ミリシーベルト以上被ばくした労働者は五〇〇〇人を超えている。このことは、原発を推進する限り避けられないことであり、こうした被ばくの延長線上に、チェルノブイリ事故のようなことが起きるといふことを銘記することが最も必要なのだ。

シンポ「すべての外国人に医療の扉を」

## 幅広い連携で権利の拡大を

菜の花診療所が診療所ネットをよびかけ・外国人医療相談活動も予定

七月二七日のRINK主催のシンポジウム「すべての外国人に医療の扉を」は主催者予想を上回る約一四〇人の参加を得、診療所ネットワークの形成など今後の取り組みも提起され、新たな出発を確認させる集まりとなった。

まずは各パネラーの報告から。

松田瑞穂さん

(女性の家・HELP 東京)

外国人医療では医療費支払いが問題で、金の有無で命が左右されている。九〇年一〇月以降、生活保護を定住外国人以外に認めなくなった影響は大きく、首都圏の支援団体などで「すべて

の外国人に医療保障を！連絡会」を結

成、厚生省や東京都などと交渉しても、一省庁では何もできないと言う。以前は救急患者が多かったが、定住化の進行や九二年三月の国保加入資格見直し以降、風邪、腹痛など通院が必要な方の相談が増えた。行政窓口が上にすぐうかがいを立てる姿勢も問題だ。

自治体では、九二年六月に行き倒れ対象の行旅法の扱いが東京都で開始、病院への未払い医療費補填が九三年六月に群馬で、続いて神奈川でも始まり、病院によるたらい回しを避けようという対策はなされつつある。

フィリピン人の国保加入を求める裁判が起こされているが、間違っって伝えられているのは、国保は戦後に皆を加えさせ、国が保障する制度になったの

に、今もまるでお互い助け合うシステムであるかのようなイメージを与えていること。これが外国人排除の言い訳に使われている。



マリアさん(左)と松田瑞穂さん



マリア・コフィーレスさん

(カトリック被昇天修道会)

外国から来られた方が自分の信仰のために教会に集まります。法と人権のどちらが先にあるのか。まず人間があって、それを守る法がある、弱い人ほど守られなければならない。入管法違反だから、人権がないというのは理解できません。



藤田さん(左)と新谷さん

新谷泰久さん(菜の花診療所医師)

外国人医療問題でのNGOの活動で重要なのは医者でなくコーディネーター。外国人医療の質は意志疎通、通訳にもかかっている。また、HIV感染症の教育など保健・福祉の役割も重要。解決策は民間診療所レベルで安価な医療のネットワークづくりで。手術・入院が必要な公的病院に押し込むしかない。通訳や生活のケアをはじめ多様な能力を持った人々の協力が重要だ。

藤田謙さん(医療ケースワーカー)

法律に国籍条項がなく、外国人にも適用可能なはずなのに、運用上適用の制限を受けている制度が多いが、法の文言をタテに役所とかけ合い、ダメならその理由を問いただし、今後につなげよう。

福祉・病院・支援団体の

ネットワークが重要

さて、以上の報告の後、会場からの意見・質問とパネラーの議論へと進んだ。

その中でも、今後の取り組みを進めていく上で示唆的だったのは、ごく限られた、適用できる諸制度の運用の抜け道を探して、実際に外国人に適用していくには、福祉事務所と病院ケースワーカーと支援団体のネットワークが非常に大切だと言った松田さんの発言だった。今の運動の中で、理念に終わらない具体的な成果を得るために必要とされるいろいろな人たちとの連携の必要性を改めて確認させられたように思う。

医療相談活動への協力・

診療所ネットの形成呼びかけ

また、新谷さんからは、保険に入れ

## 外国人医療に窓口

### 大阪の市民団体が準備

外国人労働者の人権活動に取り組んでいる大阪の市民団体「RINK」(すべて外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク)が、外国人を対象に医療相談と診察をする窓口設置の準備を進めている。二十七日午後六時半から大阪・天満橋の「エルおほさか」(府立労働センター)で、シンポジウム「すべての外国人に医療の扉を開く」。

外国人労働者の大半は公的健康保険に加入できないため、けがや病気になるまで医者にかからなかったり、医療費が未払いになったりするなどの問題が起き

外国人労働者の人権活動に取り組んでいる大阪の市民団体「RINK」(すべて外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク)が、外国人を対象に医療相談と診察をする窓口設置の準備を進めている。二十七日午後六時半から大阪・天満橋の「エルおほさか」(府立労働センター)で、シンポジウム「すべての外国人に医療の扉を開く」。

外国人労働者の大半は公的健康保険に加入できないため、けがや病気になるまで医者にかからなかったり、医療費が未払いになったりするなどの問題が起き

ている。

窓口は九月に大阪市内に開設する予定。メンバーの渡辺、ボランテイアの医師の協力を得て月一回程度、定期的に無料の医療相談活動をする。治療が必要な患者の引き受けなど、協力してくれる医療機関を募っている。

シンポジウムには、パネリストとして東京の市民団体「女性の家・HELP」代表の松田瑞穂さん、カトリック聖母被昇天修道会(西成区)のシスター、マリヤ・コラレスさんらが参加する。資料代七百円。問い合わせはRINK(910・7100)へ。

### シンポジウムと外国人医療相談活動の実施を伝える朝日新聞記事

ってきているが、一診療所でできることには限界もあり、他科、入院施設など協力医療機関を探すのに苦労しているのが現状だ。

同時に、現在計画中である月一回の外国人医療相談活動に参加してくれる、医療スタッフ、通訳などの協力も呼びかけた。

その後、ゴドウィン裁判を闘う外国人の生存権を実現する会、外国人の様々な支援に携わる中で不法就労助長罪で逮捕・起訴された九州の青柳さんなどのアピールを受けて、シンポは終わった。

松田さんが言及していたことだが、この問題の解決に向けて、行政側が受け入れやすい提案をしていく一方で、在留資格などに制限されない国際法を優先せよと、日本政府の責任を追及するという、正攻法でやるべきところはやるといふ二本立てが必要であり、向こうの論理に乗る

だけでは、外国人の権利をこちらが制限することになるという点は、今後の取り組みを進める上で押さえておかなければならぬだろう。

様々な人たちとの連携で  
権利の拡大につながる活動を

保険に入ることのできない外国人を、診療所レベルで安価に診ようという呼びかけも、慈善事業としてではなく、その活動を通じて問題の所在に接近、実態を把握することで、行政等に對して解決を働きかけ、問題を解消していく方向性をもった意識的な取り組みとしていきたい。

菜の花診療所をはじめとする医療機関、スタッフに加え、支援団体、通訳の方々、そして福祉事務所など行政窓口をも巻き込んだ幅広い連携による具体的な支援、そして、RINKとしてこれまで取り組んできた大阪府との交渉も何らかの提案を実行させるような活動に広げ、結びつけたいものだ。

# 前線かろ

## 原発被ばく放射線皮膚炎

### 大阪 岩佐氏に労働保険審査会が 不当な棄却採決

一年の最高裁でも同趣旨の判断のもと、原発内の作業と岩佐さんの放射線皮膚炎の因果関係を否定したのだ

初めての原

発被ばく裁判

として注目さ

れた岩佐訴訟

の原告、岩佐

嘉寿幸さんの

放射線皮膚炎

について、この六月十日付

で労働保険審査会は、棄却

裁決を下した。

岩佐さんは、一九七二年

に日本原電敦賀発電所の原

子炉格納容器内で作業をし

た際に放射線を被ばく、約

一週間後に右ひざ関節部内

側にカブレができるなどの

症状が現れた。その後症状

が悪化し、大阪大学病院で

精密な検査の結果「放射線

皮膚炎、二次性リンパ浮腫

との診断を受け、七四年に

は日本原子力発電株式会社

を相手取った損害賠償請求

訴訟を大阪地裁に提起し

た。

八一年三月の大阪地裁判

決では、「放射線皮膚炎の可

能性はあるが、皮膚炎を起

こすに足る被ばくを受けた

可能性がない」との理由で

不当にも訴えが退けられ

た。八七年の大阪高裁、九

た。

今回の労働保険審査会の

裁決は、この損害賠償請求

とは別に、岩佐さんの皮膚

炎について、労働災害とし

て労災保険による療養補償

と休業補償の請求を行って

いたことに対して出され

た。労災補償請求は、七五

年に敦賀原発を所轄する敦

賀労働基準監督署に行って

いたもので、その年末に出

された同署の決定では、日

本原電の記録を調べて、ほ

んど被ばくはなかったと

単純に結論づけて、いとも

簡単に不支給とされたのだ

た。

その後、審査を行った福

井労災保険審査官も翌七六

年に同趣旨の棄却決定を下

した。これに対して労働保

険審査会に再審査請求を行

った結論が今回の裁決。

裁決書は、裁判で行われ

た四回の鑑定内容や日本原

電の被ばく記録、測定記録

などをまとめてはいるもの

の、独自の検討を行った形

跡はまるでなく、結局のと

ころ裁判の結論を、そのま

## 岩佐訴訟報告集会

9/3 (土) 午後2時~  
PLP会館

ま追認するといふものとなつた。そもそも労災保険の制度は、事業主責任を問うものではなく、業務に原因するかどうかのみが判断の基準となるべきもので、これまで裁判で真摯に争われてきた医学的、あるいは被ばく原因に関する論点について、結論だけ拝借する審査会の姿勢は、不誠実なものといわざるを得ない。

今後の方針としては、この再審査棄却に対し、行政訴訟提訴も手続き上は可能であるが、原告と弁護団、支援する会で検討の結果、この判決を受けて若佐訴訟支援の運動を終結することとした。なお、九月三日には午後二時より大阪天満のPLP会館で報告集会を開く予定になっている。

## 東南 HIV学習会に参加を

### 東南地域労災職業交流会

昨年六月の再開以来、世話人会、交流会を合わせて、約月一回のペースで集まりを開いてきた東南労災交流会は、今年度は講座形式で四回の交流会を行うこととなった。今年度第一回の交流会は八月二十六日(金)「HIV学習会」を行う。

地域の組織・未組織労働者の労災・職業病問題を通じ、「働くもののいのちと健康を守る」というスタンスから、同時に、地域での取り組みとタイアップした形で行う。

講師には、差別の中にある感染者たちの思いをメッセージをこめた布でつなぐ「メモリアルキルト」という取り組みを進める寺口淳

Immunodeficiency virusの略。ヒト免疫不全ウイルス…エイズの原因となるウイルス)への感染、感染者への差別などの問題は現在広く関心を集めている。今回の交流会は、東南

講師には、差別の中にある感染者たちの思いをメッセージをこめた布でつなぐ「メモリアルキルト」という取り組みを進める寺口淳

## HIV学習会

日時 8月26日(金) 午後6時より

場所 生野区役所3階講堂

講師 メモリアルキルト・ジャパン 寺口淳子さん

主催 東南地域労災職業病問題交流会

後援 大阪6区連帯会議

## イラン人労働者

### 労災統発職場で被災

# 枚方 組合の団交要求も無視 ユニオンひごろ

枚方市内の松島鉄建の工場内でイラン人労働者Aさんが労災事故にあつたのは今年二月二五日。金属部品が大量に入った非常に重い金属製のかごに指をはさまれ、負傷、入院した。その後の通院中にユニオンひごろに相談に訪れたのだった。安全センターも協力して、Aさんの労災補償請求に関わった。

当初、労災保険請求への協力を求めると、この会社ではAさんの事故に先立つ同じ二月に日本人労働者が

## ユニオンひごろ

プレス事故で手首を落としており、労災事故の統発に労災保険請求をためらつていたという。しかし、よく聞くと、会社は療養補償は既に請求しており、にも関わらず休業補償請求には証明を拒否してきた。

ユニオンでは、労災請求への協力や団交開催を申し入れたが、会社は応じず、また、労働事務所からのほたらきかけも無視するなど、極めて不誠実な対応を続けた。このため、事業主証明なしで、北大阪労基署

に休業補償、障害補償を請求した。

結局、障害等級も一四級に該当し、労災保険からの支給は受けられることになった。しかし、外国人労働者が、こうした零細事業場において権利主張を認めら

れることもないままにされているケースは、いまだに少なからず発生していると考えられる。無権利状態におかれた外国人労働者といかにつながつていくかが今なお残る課題といえる。

## 大阪中央 佐川急便の労災隠しはねのけ 職場復帰を目指した闘いへ

### 佐川急便労働組合

佐川急便で昨年八月に労働組合を結成し、会社の不当な切り崩しと闘い続けている同労組中西委員長は、

昨年十一月に作業中に急性腰痛に被災し、以後休業治療を続けているが、現在療

養しながらの職場復帰に向けて努力を重ねている。

同氏は、二年前まで運転手として業務に従事していたところ、腰痛症に被災し入院治療を余儀なくされた。しかし、当時は労災扱

いさえされなかつたうえに、健康保険による傷病手当金さえ自ら調べて手続きを取らざるを得ない状態であつたという。

その後、運転手としての勤務が不可能となつたので、荷受け作業に従事することとなつたが、昨年八月の労組結成以降は、それまで三人で行つていた業務を一人で行うように指示され、その結果十一月になつて急性腰痛症に被災する事となつたのである。

しかし、災害発生後の会社の対応は、同氏の労災保険給付の請求手続きの求めに対して、非協力的な態度を続け、本人の労基署への請求手続き後も三カ月もたなざらしの状態に放置されていた。その後、支援者の協

力を得てようやく所轄の中央労基署より支給決定を受け、療養に専念することになった。

この間、労組が受けた明

らかな嫌がらせや切り崩し工作について、大阪府地方労働委員会が不当労働行為として救済命令を出す決定を行った。こうしたなか、

今後の同氏の職場復帰への取り組みは、同社の労働者の声なき声を背に受けた闘いとして、大いに注目されている。

## 西宮 電極工場のじん肺による死亡 損害賠償請求へ

電極製造の作業に一九五六年から十七年間従事していたことから、九一年にじん肺管理区分三の口の決定を受け、続発性気管支炎で療養に専念していたFさんは、今年三月になつて症状が悪化、闘病の末に呼吸不全で死亡したため同氏の遺族は労災保険の遺族補償給付等の請求手続きをとつた。

Fさんのこれまでの療養と死亡は、昭和電極で従事していた粉じん作業によるものであることは明らかであり、今後労災保険の給付以外の損害について賠償請求の手続きを準備することとなった。

すでにFさんの勤めていた工場のじん肺については七九年に大阪地裁で被災者

以外の損害について賠償請求の手続きを準備することとなった。

勝訴の判決が下され、高裁で八一年に和解が成立しており、その後の新たな発症であるFさんについても、当然請求権が存在することになる。

たとえ粉じん作業から発症までに長い時間的な経過があつたとしても、発症原因ははっきりしているものであり、その責任は免れるものではなく、こうした場合の請求は重要な意味があるといえよう。

## 全国安全センター第五回総会開催

# 北海道 振動病、労災保険法改訂などを議論

七月一七、一八日北海道で、全国労働安全衛生連絡会議の第五回総会が開催され、各地の地域安全センターなどの代表者が出席した。

各地の報告を中心とした一日目では、全体に関わる問題として、厳しい状況にある振動病をめぐる問題、地域産業保健（推進）センターの動向についてなどが話題となった。先頃、全国安全センターでは労住医連と共同で「慢性期振動病における調査研究」をまとめ

のさらなる普及拡大などが議論された。特に、各種の全体に関わる課題、制度・政策要求について労働省に対して要求していくことの必要性が各地から出され、中央交渉を準備していくと

認められた。財政的に厳しいことは今年度もかわりはないが、全体的に皆元気で、やる気に満ちた雰囲気の有意義な総会だった。

ており、その中心を担った原田正純議長からその要旨が報告され、慢性期振動病の疾病概念の見直し・構築が必要であること、同時に大部分の症状固定者の現症状が、振動病の認定条件に条件に合致するという大きな矛盾が起こっており、症状固定の判断が、「政治的判断」以外の何物でもないことが強く指摘された。早急に救済方法の抜本的改善が必要だということだ。

同時に、労働保険法見直し議論が労災保険審議会に進んでいることをふまえて、公務員との格差など労災保険法の多くの不十分点の解消を含めて、要求をまとめていくことが確



総会直前同会場で「労働と健康フォーラム in HOKKAIDO」が開催

# 実践・労災保険

(第一六回)

## 通勤途上災害(その2)

### 五 通勤途上災害

労災保険法は通勤による負傷、疾病、障害、死亡についても業務上の場合と同様に保険給付の対象としている。問題はここでいう通勤とはどういうことを指すかである。

労災保険法の二項と三項でそれを定義している。

前項第二号の通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と従業員の間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

労働者が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、第一項第二項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

この文章を注意深く読み、不鮮明な境界は、社会通念という判断基準のフィルターを通せば、大抵の通勤災害が判断できる。しかし、ときに社会通念は揺れ動くし、それが労働

省の考えとずれていることもある。文章にしたがって順番に検討していこう。

### 就業に関し

「就業に関し」である。

会社との往復行為が仕事と関連したものでなければ、ここでいう通勤とはみなされないことになってしまう。

### 業務のための往復か

まず、出勤の途上では、その日仕事につくことになっていたかどうか、帰宅の途上では、実際に業務をした



かどうかである。所定の場所で決まった仕事を毎日している労働者の場合は仕事に関連することはいうまでもない。会社へ行きはするが、その日は労働組合の仕事をするためであるならば業務との関連がなくなる。しかし、たとえそれが日常と異なる行事への出席であったとしても、会社主催で事業主の命を受けての行為であれば業務となることは当然である。会社経費による慰安旅行などは業務にあたるが、日曜日や休日に労働者が思い立って自ら会社へ行き仕事をするというような場合はケースごとの判断となるだろう。その場合は、反復性や事業主の暗黙の指示があったと認められるかどうかが判断材料となるだろう。

### 就業関連性の認められる時刻

次に、出勤時の業務との関連であるが、何らかの理由で勤務開始時刻

とかけ離れた時間の出勤については業務との関連性が失われる場合が多い。たとえば、仕事が始まる前に労働組合の集会が予定されており、それに参加するため早めに自宅を出たというケースがある。タクシー会社の労働組合が始業前に集会を予定し、参加のためいつもより一時間半早く会社へ向かった労働者の災害については、「社会通念上就業との関連性を失わせると認められるほど所定の就業開始時刻とかけ離れた時刻に行われたものとはいえない」として通勤災害と認められている（昭和五二・九・一基収七九三号）。

しかし、前日から雪が降り始め、翌朝になると積雪や凍結で自動車での出勤が難しくなるので、前夜のうちに帰って宿直室で泊まるうと、会社へ向かう途中の事故については、「一時的に変更した就寝の場所へ向かったもの」で「所定の始業時間と著しくかけ離れた時刻」であるとし

て認められていない（昭和五八京都局管内）。

### 業務終了後の滞留時間

退勤時については、仕事が終わってから他の用件のために残留し、それを終えてから帰宅するという場合は多い。労働組合、サークル活動、歓送迎会への参加など考えてみればいくらでもありそうだ。労働者の生活時間のうち、相当な部分を事業場に費やしているのが普通だし、起きている時間はほとんどが会社というような人もいるだろう。そうするとここところは重要だ。

事業場施設内で労働組合の用務を「一時間二五分行ったあとの災害（昭和四九・三・四基収三二七号）、旗びらきに参加し、業務終了から「一時間四〇分のちの退勤時の災害（昭和五一・三・三〇基収二六〇六号）」は通勤災害と認められている。しかし、

業務終了後に施設内でサークル活動をして業務終了から二時間五〇分のちの退勤時の災害（昭和四九・九・二六基収二〇二三号）、業務終了後開かれた労使協議会に出席した労働組合役員が、業務終了から六時間経過したのちに退勤するときの災害（昭和五〇・一一・四基収二〇四三号）については認められていない。

### 境界線は二時間

どこにも名文の規定がされていないが、労働省が就業との関連を認めるか認めないかという「社会通念」上の境界は二時間というところにあるらしい。それが証拠に、業務終了後労働組合の用務を行い、業務終了から二時間五分経ったのちの退勤時の災害については、「一般的にはその後の帰宅行為には就業関連性が失われたものといえるのであるが、本件のように就業との関連性が失われ

たものといえる時間を超えている時間が極めてわずかであり、・・・」として通勤災害と認めている（昭和四九・一一・一五基収一八八一号）。

この二時間は出勤も退勤も同じように基準とされているようだが、いずれにしろなぜ二時間を超えなければ就業と関連し、超えれば失われるのか、その根拠はどこにもない。会社にしぼりつけられ、帰属意識も強く、組合も企業別組合に所属する日本の労働者が、たかだか二時間を超えて就業と関係なくなるというのは不当だと考えるのも「社会通念」だと考えるのだがどうだろうか。

### 通勤は一日一回とは限らない

ところで、通勤とは一日に一度とは限らない。たとえば自宅と会社が近くにあり、昼食は自宅ですべているというような場合は、その自宅との往復は通勤とみなされることにな

る。しかし、昼休みを利用して、会社近くの歯科医院に治療にきていた妻子を自宅まで送る途中の災害については、「妻子を送りとどけるための行為」であるとされ、認められていない（昭和四九・五・二七基収一三七一号）。

登録日雇港湾労働者が公共職業安定所へ出頭する途中の事故については、輪番制の就労システムから就労する可能性が著しく高いとして、通常の日雇労働者が単に職業紹介を受けるために職安へ行くことと区別して通勤災害と認める判断を示している（昭和五〇・七・五基収一〇五四一一号）。

# 六月の新聞記事から

六・三 西宮市の建設現場で棟上げ作業中、はりが折れ、作業員五人が重軽傷。

六・五 中国広東省深 市で建築中の五階建てプラスチック工場が突然倒壊、労働者二名死亡、六三人が負傷。

六・七 堺市の府道交差点で出張中の会社員がバイク運転中、車にはねられ死亡。

六・八 地公災基金大阪府支部は、関西国際空港推進事業に従事、勤務中に死亡した前企業局長ら二人を公災と認定。二人はそれぞれ昨年一二月に冠動脈血栓症、昨年八月脳橋出血で死亡。

六・一四 原発被ばく裁判「岩佐訴訟」の原告岩佐嘉寿幸氏の労災請求を労働保険審査会が棄却。七六年一二月の再審査請求から一八年目。

北九州市の関門自動車道で雨で四重衝突、八尾のトラック運転手が死亡。

六・一六 夫の自殺は過労が原因として、倉敷市の遺族が川崎製鉄相手に損害賠償請求訴訟を提訴。

六・一七 過労死弁護団全国連絡会議が四一都道府県で過労死一〇番を実施する。

フランスで日本人観光客ら一五人が乗ったバスが事故、添乗員が死亡。

過労が原因で脳内出血で倒れたとする書籍販売の営業マンの再審査請求が却下。労働者は北九州労基署の業務外決定取り消しを求め、提訴。

六・一八 過労死弁護団らが過労死の労災認定基準の改正などを求めて労働省申し入れ

六・一九 四一都道府県で行われた過労死一〇番に一八一件相談。内四一件が死亡のケース。

六・二二 滋賀県草津市の名神高速道路で高速教習中の教習用乗用車が大型トラックに追突され、後部座席の教習生が死亡、指導員らが重軽傷。

六・二三 鳩山労相が過労死の労災認定を積極的に救済していく答弁。

六・二三 北区の長柄橋の塗装工事中の作業員七人を乗せたゴンドラがクレーン車から外れて落下。二人が死亡、五人が重軽傷。ゴンドラは二人乗りで重量オーバーが原因と見られる。

六・二七 レーヨン製造過程で発生するCS<sub>2</sub>（二硫化炭素）ガスで中毒になったのは会社の責任として運動する患者、支援らが「CS<sub>2</sub>中毒症全国シンポ」を宇治市で開催。

昭和50年10月29日  
第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

7月号(通巻230号)  
94年7月10日発行

(毎月一回10日発行)

## *Culture & Communication*

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式  
会社

**国際印刷出版研究所**

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672